



# 令和元年度全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 下角 圭司

本年度も全国労働衛生週間が、10月1日から7日まで実施されます。昭和25年から全国安全週間とは独立して開催され、今年で第70回を迎えます。本年度のスローガンは、

## 『健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場』

です。過重労働等による健康障害やメンタルヘルス不調等が重要な課題となっている中、平成31年4月1日に施行された改正労働安全衛生法により、長時間労働者に対する医師による面接指導実施のための労働時間の記録・把握、同面接指導の要件強化等による健康職場づくりの実現のために一層の推進が求められております。

さて、三重県内の労働衛生を取り巻く現状は次のとおりとなっております。

- 一般労働者の年間総実労働時間は、近年、2,000時間以上の高水準で推移しておりますが、昨年は2,050時間となり、一昨年より3時間増加しております。長時間労働者に対する医師による面接指導の実施率は、本人からの申し出がないなどにより40%を下回っております。何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、70%を超えておりますが、一昨年より低下し、特に50人未満の事業場では56.1%にとどまっております。また、昨年度県内においては、脳・心臓疾患事案（4件）及び精神障害事案（2件）が労災認定されております。
- 日本の労働人口の約3人に1人は何からの病気を抱えながら仕事をしていますが、職場に治療と仕事を両立するための勤務制度が整備されていないこと等を理由に離職したり、治療と職業生活の両立に苦慮しておられる方々が少なくありません。
- 全国的に、オルト-トルイジンやMOCA取扱事業場における膀胱がんの集団発生事案などが発生している中、危険有害性を有する化学物質のラベル表示や安全データシート（SDS）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合が低調となっております。
- 昨年は熱中症による休業災害だけでなく死亡に至った事例も発生しております。熱順化などの予防対策に併せて熱中症が疑われた場合には躊躇なき医療機関への搬送が重篤化させないポイントとなります。

このような現状を踏まえ、三重労働局では第13次労働災害防止計画において、次の対策を特に推進しております。

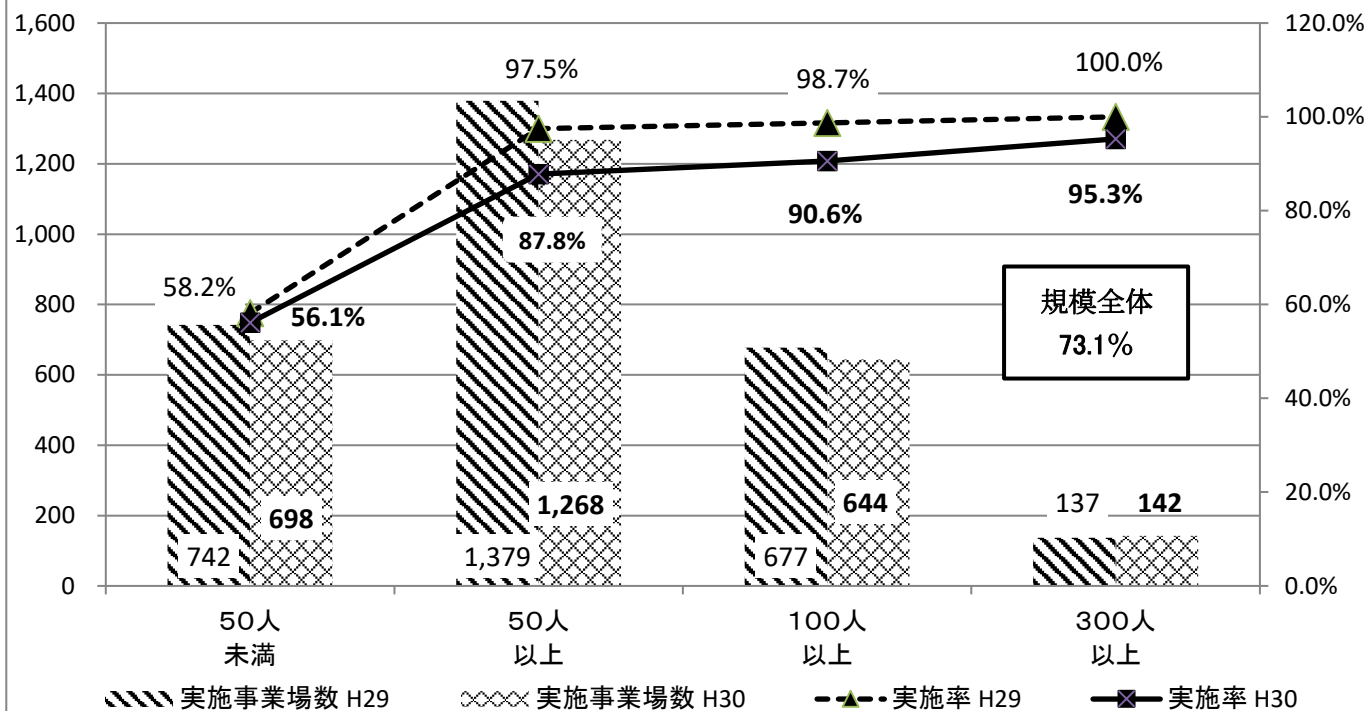
- ◎長時間労働者に対して本人の申し出にかかわらず医師による面接指導の実施  
長時間労働の是正など事後措置の適正実施
  - ◎50人未満事業場におけるメンタルヘルス対策に対する取組の推進
  - ◎治療と仕事の両立支援のための事業場における勤務環境の整備、医療機関との連携及び両立支援プラン作成の推進
  - ◎事業者自らがSDSを入手する等リスクアセスメントによる化学物質管理の推進
- これらに加え、快適職場指針に基づいた快適な職場環境の形成、事務所衛生基準規則等に基づいた事務所や作業場における休養室等の設置及び清潔保持、受動喫煙防止等も総合的に推進すると同時に、セミナーの開催、助成金等により各企業の取組を応援しております。

最後になりますが、心身の健康は働く上での基本的事項です。企業にとって、成長と継続には人材育成と人材定着が不可欠です。

過重労働の解消、メンタルヘルス対策の実施、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害対策の実施、快適で清潔な職場環境の形成等の健康確保対策を職場で一丸となり推進することで、誰もが安心して健康に働ける魅力的な職場が構築されることを祈念いたします。

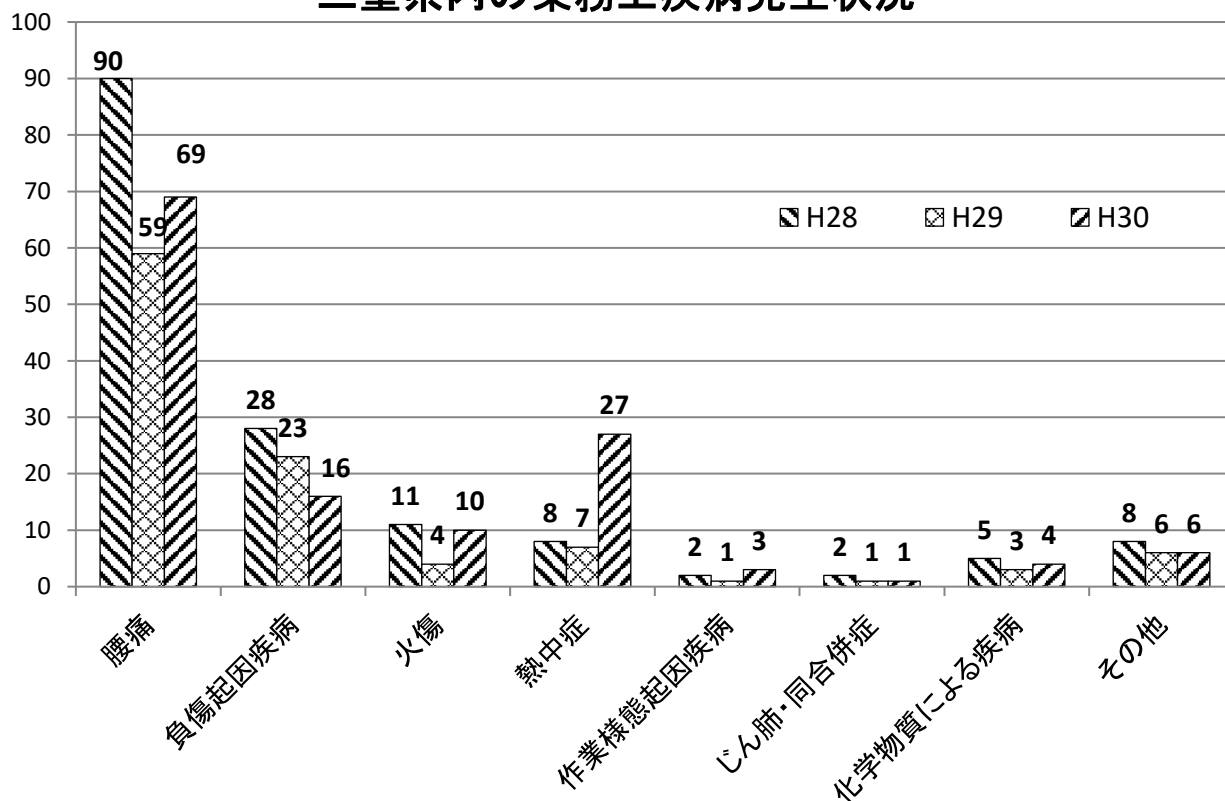


## 三重県内のメンタルヘルス対策取組状況



※三重労働局「年間安全衛生管理計画実施結果報告書」より

## 三重県内の業務上疾病発生状況



※労働者死傷病報告より